

7 琴情答申第 1 号

令和 7 年 8 月 7 日

琴平町長 片岡英樹様

琴平町情報公開審査会
会長 宮本和幸



答 申 書

貴職からの以下の諮問に対し、当審査会は審議の結果、次のとおり答申する。

諮問事項

実施機関 町長

諮問日 令和 7 年 5 月 21 日（7 琴総発第 46 号）

事件名 令和 7 年 3 月 24 日付け 6 琴住 1 発第 544 号による行政文書不開示決定処分に関する件

第 1 審査会の結論

実施機関が、住民基本台帳事務における支援措置申出書及び支援措置以後に被支援者から提出された書類につき、存否を明らかにするだけで、被支援者の住所地を特定される可能性があり、DV、ストーカー事案等の懸念からプライバシー性の高い情報であるため、琴平町情報公開条例（平成 18 年琴平町条例第 2 号。以下「情報公開条例」という。）第 7 条第 2 号に該当し、同条例第 10 条の規定により、不開示とした決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第 2 事案の概要

1 行政文書の公開請求

審査請求人は、情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、琴平町長に対して、令和 7 年 3 月 11 日付けで、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「住民基本台帳事務における支援措置申出書のうち 2022 年 7 月 22 日以降に被支援者から提出されたもの。」

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に対し、令和7年3月24日付けで本件処分、不開示決定（6琴住1第544号）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和7年3月28日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求の内容等

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取り消し、本件処分に係る請求対象文書（以下「本件対象文書」という。）の公開を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、提出された審査請求書、反論書を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 住民基本台帳に関連する支援措置の申出が行われたか否かという情報の開示を求めることは、公的な行政手続きの範疇にあり、申出の有無を明らかにすること自体が直ちに個人のプライバシーや権利を侵害するものではない。
- (2) 審査請求人は現在、被支援者と係争中であるが、裁判所からの要求により被支援者及びその子の戸籍謄本を取得しようとした際に住所等が黒塗りとなっていたことから、被支援者が支援措置申出をしたことは明らかである。
- (3) 町が審査請求人に対して住民税の特別徴収税額通知書に不開示とされている被支援者の住所を記載して送付していたことから、対応に一貫性がなく、本件処分に合理性がない。
- (4) 審査請求人は被支援者に対して、DVやストーカー行為を行った事実はなく、被支援者の虚偽の申請である可能性が高い。

第4 実施機関の説明の要旨

本件処分に関する実施機関から提出された弁明書及び当審査会における理由説明を要約すると、実施機関の説明は概ね以下のとおりである。

- (1) 本件請求があった支援措置申出書は被支援者の住民票のある市区町村や戸籍の附票のある市区町村が受け付けることとなっており、当該文書が存在するかどうかを答えるだけで住所地を特定される可能性があり、情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報の公開による個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当する。
- (2) 被支援者が支援措置対象となった場合、その子についても同様に支援措置対象となるため、情報公開条例第7条第2号にもとづきマスキングして戸籍謄本を開示することは妥当である。また、裁判所に戸籍謄本等を提出する特別の必要が認められる場合には、裁判所からの調査嘱託による戸籍謄本等の交付が可能であることが「ド

メスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関する裁判所との連携について」(平成30年12月3日総行住第199号)により示されている。

- (3) 町が被支援者の現住所が記載された住民税特別徴収税額通知書を審査請求人の経営する会社へ送付したことは事実だが、あくまで今回の請求に係る決定としては不開示とすることが妥当である。
- (4) 支援措置の申請及び決定は、相談支援機関で相談した上で行われており、実害の有無に関わらず開示することはできない。
- (5) よって、本件処分は妥当であり、審査請求は棄却されるべきである。

第5 審査会の判断の理由

1 争点

当審査会に提出された関係書類並びに当審査会に対して行われた実施機関の主張によれば、本件処分では情報公開条例第7条第2号及び第10条にもとづく不開示決定をした実施機関の判断の妥当性が争点となる。

2 本件処分における実施機関の判断の妥当性について

- (1) 本件処分では情報公開条例第7条第2号及び第10条に該当するとした実施機関の判断

支援措置申出書及び支援措置以後に被支援者から提出された書類を不開示としたことについて、これらの書類は、被支援者の住民票のある市区町村や戸籍の附票のある市区町村が受け付けることとなっているため、存否を明らかにするだけで、被支援者の住所を特定される可能性があり、DV、ストーカー事案等の懸念からプライバシー性の高い情報となる。

- (2) よって、本件処分では情報公開条例第7条第2号に該当し、同条例第10条により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、被支援者の現住所が記載された住民税特別徴収税額通知書が送付されたことについて、本件処分との合理性の無さを主張するが、本件請求に直接関係しないため、当審査会で審議すべき事項ではなく、上記の判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査・審議を行った。

- (1) 令和7年5月21日 諮問(7琴総発第46号)の受理
- (2) 令和7年6月25日 審議

以上